

個別注記表

I 重要な会計方針

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

法人税法に定める最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) → 定率法、但し建物、建物附属設備(平成28年3月31日以前に取得した宇都宮支店のものを除く)及び構築物(平成28年3月31日以前に取得したものを除く)については定額法。

法人税法の規定により、取得価格20万円未満の減価償却資産を取得し、事業の用に供したものは、一括償却資産の勘定科目を用いて処理しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) → 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込基準により計上したものと、それにかかる社会保険料の会社負担額を含めて計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 消費税の会計処理

税抜き方式によっております。

II 資産除去債務に関する注記

宇都宮支店事務所の建物の撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務に計上しております。

支出までの見込期間は土地賃貸借契約に基づき取得から30年としており、また割引率は1.586%を使用しております。

III 収益認識に関する注記

収益を理解する基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、主な事業としている受託業務、その他の事業における商品の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

1 受託業務に係る収益

受託業務に係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には受託業務の提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しています。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

2 商品の販売に係る収益

商品の販売については、引渡時点に顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

また、代理人として取引を行っている顧客への商品の提供に関する運送取引については、運送収入から運送費用を控除した純額により算定しております。

代金は、取引先との契約に基づき、概ね2カ月以内に回収しております。

IV 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 74,636,788円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類

株式の種類	前期末株式総数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式総数
普通株式	14,000	0	0	14,000

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 41,919円43銭

1株当たり当期純利益金額 4,069円68銭

VI 当期純利益金額 56,975,503円